

中野区パートナーシップ宣誓の考え方について

中野区パートナーシップ宣誓の考え方について、以下のとおり報告する。

1. 目的

中野区基本構想、中野区男女平等基本条例及び中野区ユニバーサルデザイン推進条例の理念にもとづき、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることができる地域社会を実現することをめざす。

2. 概要

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあって継続的に同居して共同生活を行うことを約束した同性パートナーが、こうしたパートナーシップにあることを宣誓し、宣誓書等を提出した場合、区が対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、宣誓書等受領証を交付する。

3. 対象者の要件

宣誓をすることができるのは、次のすべてに該当する方とする。

- (1) 宣誓を行う当日に20歳以上であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ① いずれも区内に住所を有している。
 - ② 一方が区内に住所を有し、他の一方が区内に転入を予定している。
 - ③ いずれも区内に転入を予定している。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓の相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 宣誓の当事者同士が近親者でないこと。

4. 宣誓の方法

パートナーシップの宣誓は、宣誓書に必要事項を自ら記入し、次の書面を添えて提出のうえ行うことを基本とする。

- (1) 確認書：対象者の要件等について二人で確認のうえ自署した書面
- (2) 住民票謄本。区内への転入を予定している場合は、その事実が確認できる書面
- (3) 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）

※宣誓に際しては、本人であることを確認するための書面の提示を求める。

5. 公正証書等の受領証の交付

宣誓しようとする方または宣誓をした方が希望する場合は、確認書に次の書面を添えて提出することができることとし、区はこれらの書面に係る受領証を交付する。

- (1) 二人のパートナーシップについて明記された合意契約公正証書または公証人の認

証を得た書面

- (2) 療養看護に係る委任について明記された合意契約公正証書または公証人の認証を得た書面
- (3) 任意後見契約公正証書
- (4) 財産管理などの委任について明記され、公証人の認証を得た書面

6. 意見交換会の実施

- (1) 日時：平成30年6月12日（火）午後7時から
- (2) 会場：区役所7階会議室
- (3) 内容：中野区パートナーシップ宣誓の考え方について

7. 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|-------|----|--|
| 平成30年 | 7月 | 総務委員会において意見交換会結果及び実施について報告
区報及びホームページ等による周知 |
| | 8月 | 宣誓申込み受付開始 |